

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月28日
【会社名】	南海電気鉄道株式会社
【英訳名】	Nankai Electric Railway Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 亘 信二
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波五丁目1番60号 大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号（本社事務所）
【電話番号】	06-6644-7141
【事務連絡者氏名】	経理部長 田内 信彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座五丁目15番1号 南海東京ビルディング8階 東京支社
【電話番号】	03-3541-5477
【事務連絡者氏名】	東京支社 部長 千葉 文良
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 23,018,895,000円 オーバーアロットメントによる売出し 3,587,545,000円 (注)1 募集金額は、発行価額の総額の計であり、平成26年11月14日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年11月14日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	43,500,000株	完全議決権株式で、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成26年11月28日（金）開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成26年11月28日（金）開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数39,650,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数3,850,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「一般募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から6,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成26年11月28日（金）開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式6,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年12月9日（火）から平成26年12月12日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	39,650,000株	20,981,590,500	10,490,795,250
	自己株式の処分	3,850,000株	2,037,304,500	
計（総発行株式）		43,500,000株	23,018,895,000	10,490,795,250

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年11月14日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	1,000株	自 平成26年12月15日(月) 至 平成26年12月16日(火) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年12月19日(金) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年12月9日(火)から平成26年12月12日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nankai.co.jp/company/news.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年12月8日(月)から平成26年12月12日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年12月9日(火)から平成26年12月12日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年12月9日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年12月10日(水) 至 平成26年12月11日(木)」、払込期日は「平成26年12月16日(火)」

発行価格等決定日が平成26年12月10日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年12月11日(木) 至 平成26年12月12日(金)」、払込期日は「平成26年12月17日(水)」

発行価格等決定日が平成26年12月11日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年12月12日(金) 至 平成26年12月15日(月)」、払込期日は「平成26年12月18日(木)」

発行価格等決定日が平成26年12月12日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成26年12月9日(火)の場合、受渡期日は「平成26年12月17日(水)」

発行価格等決定日が平成26年12月10日(水)の場合、受渡期日は「平成26年12月18日(木)」

発行価格等決定日が平成26年12月11日(木)の場合、受渡期日は「平成26年12月19日(金)」

発行価格等決定日が平成26年12月12日(金)の場合、受渡期日は「平成26年12月22日(月)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 大阪本店営業部	大阪市中央区北浜四丁目5番33号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	23,925,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	13,050,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	4,350,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,305,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	870,000株	
計	-	43,500,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
23,018,895,000	100,000,000	22,918,895,000

- (注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額の計)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成26年11月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額22,918,895,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限3,422,605,000円と合わせ、手取概算額合計上限26,341,500,000円について、全額を平成27年1月末までに、金融機関から借入れた短期借入金総額75,000,000,000円の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該短期借入金は、平成26年5月に株式譲渡契約を締結し、平成26年7月1日に実行した大阪府都市開発株式会社(平成26年7月1日より泉北高速鉄道株式会社に商号変更。)の株式取得のために調達したものであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	6,500,000株	3,587,545,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から6,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.nankai.co.jp/company/news.html>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年11月14日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成26年12月15日（月） 至 平成26年12月16日（火） （注）1	1,000株	1株につき売 出価格と同一 の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成26年12月22日（月）（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から6,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、6,500,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月28日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式6,500,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成27年1月8日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月29日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 6,500,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成27年1月7日(水) |
| (6) 払込期日 | 平成27年1月8日(木) |
| (7) 申込株数単位 | 1,000株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年12月9日(火)の場合、「平成26年12月12日(金)から平成26年12月29日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月10日(水)の場合、「平成26年12月13日(土)から平成26年12月29日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月11日(木)の場合、「平成26年12月16日(火)から平成26年12月29日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月12日(金)の場合、「平成26年12月17日(水)から平成26年12月29日(月)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに平成25年6月21日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社の社章  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年11月29日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年12月9日から平成26年12月12日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付買戻又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.nankai.co.jp/company/news.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」から「6 泉北高速鉄道の子会社化」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

1 | 会社概要

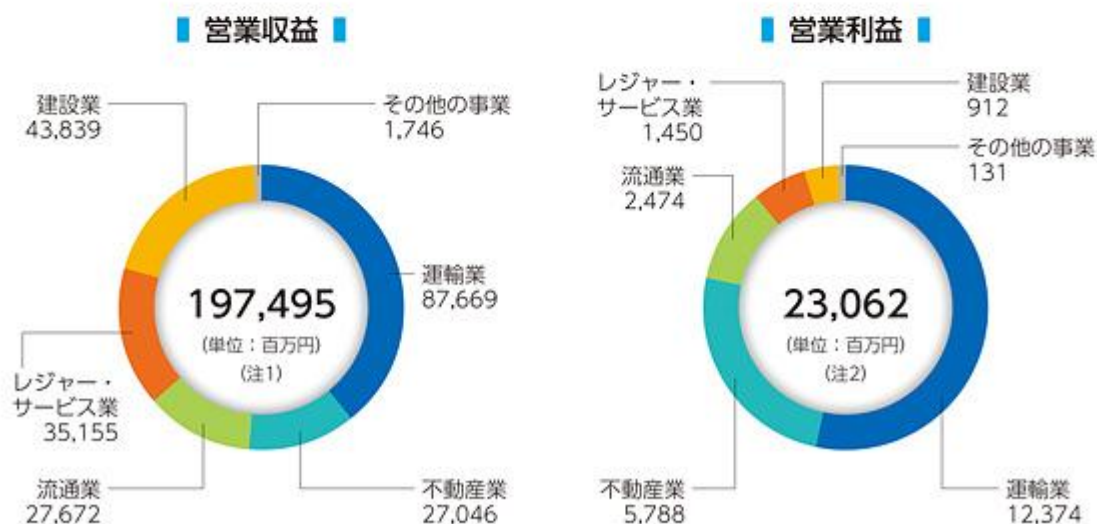
■ 会社名	南海電気鉄道株式会社
■ 創業	明治18年12月27日
■ 本店	大阪市中央区難波五丁目1番60号
■ 本社事務所	大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号
■ 資本金	63,739百万円(平成26年3月31日現在)

■ 主要な事業内容

■ 運輸業	鉄道事業、軌道事業、バス事業、海運業、貨物運送業、車両整備業
■ 不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
■ 流通業	ショッピングセンターの経営、駅ビジネス事業
■ レジャー・サービス業	遊園事業、旅行業、ホテル・旅館業、ポートルース施設賃貸業、ビル管理メンテナンス業、印刷業、広告代理業
■ 建設業	建設業
■ その他の事業	経理・情報処理業務代行業

■ セグメント別営業収益・営業利益

(平成26年3月期)



(注1) セグメント間取引消去額△25,635百万円を含んでおります。

(注2) セグメント間取引消去額△69百万円を含んでおります。

2 | 沿革

わが国最初の純民間資本による鉄道会社として明治17年6月に設立された大阪堺間鉄道が、同年11月に社名を阪堺鉄道と改称し、明治18年12月に難波～大和川間において運輸営業を開始したのが、当社の創業であります。その後、路線を拡大し、現在の難波から泉州・和歌山を結ぶ南海本線と世界遺産・高野山を結ぶ高野線を軸とした鉄道ネットワークを構築しており、来年創業130周年を迎えます。

主な沿革は次のとおりです。

明治31年10月	南海鉄道株式会社は阪堺鉄道株式会社を合併
大正14年 3月	高野山電気鉄道株式会社を設立
昭和22年 3月	高野山電気鉄道株式会社は南海電気鉄道株式会社に改称
昭和24年 5月	大阪、名古屋各証券取引所に株式を上場
昭和25年10月	南海航空観光株式会社を設立 (昭和48年7月 株式会社南海交通社と合併し、株式会社南海国際旅行（現・連結子会社）に商号変更）
昭和27年 5月	大阪船艇施設株式会社を設立 (昭和43年5月 住之江興業株式会社（現・連結子会社）に商号変更）
昭和32年 4月	みさき公園開園
昭和32年10月	南海自動車興業株式会社を設立 (昭和56年7月 南海車両工業株式会社（現・連結子会社）に商号変更）
昭和43年 6月	初の大規模住宅開発である南海狭山ニュータウン分譲開始
昭和44年 8月	南海親和商事株式会社を設立 (昭和57年1月 南海商事株式会社（現・連結子会社）に商号変更）
昭和46年 4月	泉北高速鉄道と高野線との相互直通運転開始
昭和50年 8月	南海フェリー株式会社（現・連結子会社）を設立
昭和50年12月	和歌山バス株式会社（現・連結子会社）を設立
昭和51年 4月	和歌山県下の乗合自動車事業の一部を和歌山バス株式会社に譲渡
昭和53年 4月	南海ビルサービス株式会社（現・連結子会社）を設立
昭和55年 3月	なんばCITY全館営業開始
昭和55年 7月	阪堺電気軌道株式会社（現・連結子会社）を設立
昭和55年11月	難波駅改造整備建設工事完成
昭和55年12月	軌道事業（阪堺線・上町線）を阪堺電気軌道株式会社に譲渡
昭和62年 4月	株式会社南海ホームを設立 (平成13年2月 株式会社南海東京ビルディング及び南海不動産株式会社と合併し、南海不動産株式会社（現・連結子会社）に商号変更）
平成 2年 3月	南海サウスタワーホテル大阪（現・スイスホテル南海大阪）完成
平成 3年 4月	関西空港交通株式会社（現・連結子会社）を設立
平成 6年 6月	空港線の営業を開始
平成10年10月	大阪スタジアム興業株式会社と合併
平成13年 5月	南海バス株式会社（現・連結子会社）を設立
平成13年10月	自動車事業を南海バス株式会社へ譲渡
平成13年12月	南海辰村建設株式会社の第三者割当増資引受けにより同社を連結子会社に追加
平成15年 9月	南海サウスタワーホテル大阪の営業をスイスホテル大阪南海株式会社に承継
平成16年 5月	南海都市創造株式会社（平成22年10月 当社と合併し解散）を設立
平成17年 4月	難波地区の流通・不動産賃貸事業等の営業を南海都市創造株式会社に吸収分割
平成19年 4月	なんばパークス全館営業開始
平成20年 3月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
平成21年 4月	徳島バス株式会社の株式追加取得により同社を連結子会社に追加
平成22年10月	南海都市創造株式会社と合併
平成26年 7月	大阪府都市開発株式会社（平成26年7月1日に泉北高速鉄道株式会社へ商号変更）の株式取得により同社を連結子会社に追加

3 主要な連結経営指標等の推移

■ 連結営業収益



■ 連結総資産額・連結純資産額



■ 連結営業利益



■ 連結自己資本比率



■ 連結経常利益



■ 1株当たり純資産額 (連結)



■ 連結当期 (四半期) 純利益



■ 1株当たり当期 (四半期) 純利益 (連結)



4 | 事業の内容

● 運輸業

鉄道事業は、難波から泉州・和歌山を結ぶ南海本線と世界遺産・高野山を結ぶ高野線の2本の基幹路線を軸に、関西国際空港への重要なアクセスである空港線など、各路線で安全・快適な輸送サービスを提供しております。平成26年7月に子会社化した泉北高速鉄道とは、昭和46年4月より高野線と相互直通運転を行っております。

軌道事業は、大阪で唯一の路面電車であり、大阪市内・堺市内で路線を運行しております。

バス事業は、南近畿や四国東部地方における広範なバスネットワークを構築しております。その他、海運業では、和歌山港と徳島港間を結ぶフェリー運航、貨物運送業では国際貨物輸送を行っております。



特急ラビート
関西国際空港と大阪・なんばを結ぶ特急列車



堺トラム
平成25年8月に導入した関西初の低床式車両



天空
高野山を周遊に控えた橋本駅～極楽橋駅を走る観光列車



南海バス
大阪府南部を営業エリアとする路線バス



南海フェリー
和歌山と徳島を結ぶ南海四国ライン

(路線図)



● 不動産業

不動産賃貸業では、なんばエリアを核とし、南海ビル（昭和7年竣工）、南海会館ビル（昭和32年竣工）、スイスホテル南海大阪（平成2年竣工）などから成る複合ビル「南海ターミナルビル」を有しております。また、沿線・主要ターミナルを軸に社有地を有効に活用した土地・建物・高架下施設の賃貸事業を行っております。

また、不動産販売業では、沿線各地における大規模宅地開発や沿線内外での分譲マンション事業などを展開しております。



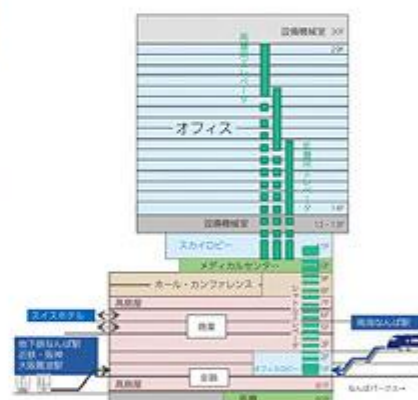
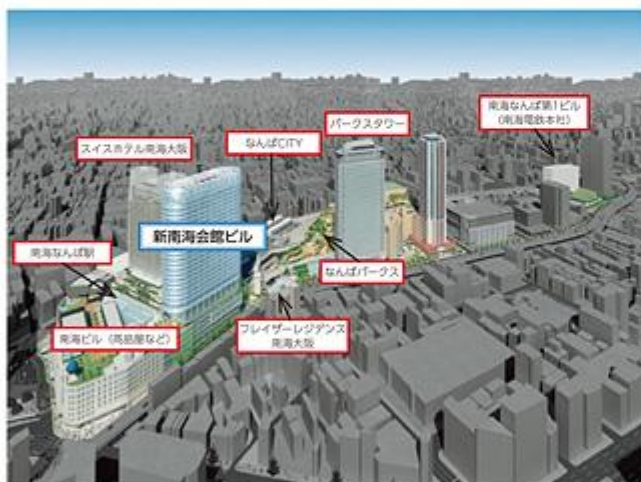
南海ビル
駅のコンコースと一体化した地上7階建てのビル。高層層大阪店をはじめとする商業施設や金融機関などが入居。平成21年には外壁の美化やなんばガレリア（旧ロケット広場）の新設等を行うことにより、新たな大阪ミナミ・なんばの玄関口の顔として生まれ変わりました。



パークスタワー
なんばのランドマークでもある地上30階建てのオフィスビル

■ 南海会館ビル建替計画

当社グループの最重要拠点であるなんばエリアにおいて、南海会館ビル建替計画を推進してまいります。建替えにより、オフィス・商業に加え、先進医療・予防医療機能、都心型の会議・展示機能及び国内外からの訪問者に向けた情報発信・サービス機能等の新たな都市機能を兼ね備えたビルに再生し、なんばエリアのさらなる活性化の要として、同エリアの有する可能性を最大限に引き出すことをめざしてまいります。



【新南海会館ビル（仮称）完成予想図】
現在の設計図面に基づく完成予想図及びフロア構成図であり、今後変更されることがあります。

● 流通業

大阪屈指の大規模商業集積地であるなんばエリアで展開している「なんばCITY」や「なんばパークス」をはじめとし、当社沿線を中心にショッピングセンター、コンビニエンスストア、飲食店、物販店などの各種店舗を幅広く展開しております。また、「ショップ南海」など駅ビジネスのノウハウを活かし、大阪市交通局駅ナカ商業施設「ekimo」を開業するなど、駅ビジネス事業の沿線外展開にも取り組んでいます。



なんばCITY
本館・南館の7フロアに有名専門店270店が出店する大阪有数のショッピングモール。平成23年には本館1階、地下1階の全面的なリニューアルを実施するなど、魅力ある街づくりに取り組んでいます。



なんばパークス
平成19年全館グランドオープン。約11,500㎡の屋上公園「パークスガーデン」や公園の中のシネコン「なんばパークスシネマ」、257店舗の専門店からなる複合商業施設の運営を行っております。



バンジョ
高島屋東北店などが入居する京ヶ丘駅前のショッピングセンター

● レジャー・サービス業

遊園地や旅行業、ホテル・旅館、ボートレース施設賃貸、ビル管理メンテナンスなど、お客さまの暮らしに潤いを与えるさまざまな事業を沿線内外で展開しております。



遊園事業 みさき公園
動物園、遊園地、イルカショー施設、プール、鉄道体験施設を擁する総合レジャーランド。中でも平成21年にリニューアルオープンしたイルカショー施設は、ファミリー層からの根強い人気を誇っています。



ホテル・旅館業 ホテル中の館
世界遺産・熊野古道をはじめ、観光資源豊富な南紀エリアに位置し、一館一館という貴重なロケーションを持つホテルを経営しております。

● 建設業・その他の事業

建設業は、当社の鉄道関連工事をはじめ、大阪万博や関西国際空港等さまざまな建設工事で実績を有する南海辰村建設を筆頭に、土木・建築・電気など建設工事全般を手がける総合建設業を営んでいます。その他の事業は、情報システムの開発・運用・保守や経理業務及び各種事務の代行業務などを行っております。

5 | 泉ヶ丘駅前施設の取得

泉北高速鉄道の沿線におきましては、本年8月1日をもって、泉ヶ丘駅前（駅南エリア）の商業施設及び駐車場施設等を一般財団法人大阪府タウン管理財団から取得いたしました。

泉北高速鉄道の子会社が所有・運営するショッピングセンター「パンジョ」との相乗効果に加え、同エリア内の老朽化施設のリニューアルや一部建替え等を推進することにより、駅前にとどまらず広く泉北ニュータウン全体の活性化に取り組んでまいります。

泉ヶ丘駅前施設の概要



※泉北高速鉄道の子会社

6 泉北高速鉄道の子会社化

当社グループでは、本年7月1日をもって、大阪府都市開発株式会社（同日付けで泉北高速鉄道株式会社に商号変更）の全株式を取得し、同社を子会社といたしました。同社は、当社高野線と相互直通関係にある泉北高速鉄道事業を運営するとともに、東大阪及び北大阪の交通要衝地において、一般（公共）トラックターミナルや流通倉庫等の物流施設を整備し、管理・運営を行う物流事業を展開しております。今後、相互の経営資源を融合させることでシナジー効果を創出し、沿線価値、ひいては当社グループの企業価値の向上につなげてまいります。

泉北高速鉄道の概要

■ 会社名	泉北高速鉄道株式会社（平成26年7月1日に大阪府都市開発株式会社から商号変更）
■ 本店	大阪府和泉市いぶき野五丁目1番1号
■ 事業内容	鉄道事業（中百舌鳥駅～和泉中央駅14.3kmの営業）、物流事業ほか
■ 資本金	4,000百万円
■ 純資産（平成26年3月期）	（単体）34,507百万円
■ 総資産（平成26年3月期）	（単体）55,014百万円



直近3事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び当期純利益

決算期（単体）	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
営業収益	13,811百万円	13,613百万円	13,760百万円
営業利益	4,151百万円	4,396百万円	4,582百万円
経常利益	3,823百万円	4,185百万円	4,429百万円
当期純利益	1,388百万円	2,482百万円	2,768百万円



北大阪流通センター
敷地面積 272,017㎡



東大阪流通センター
敷地面積 200,013㎡

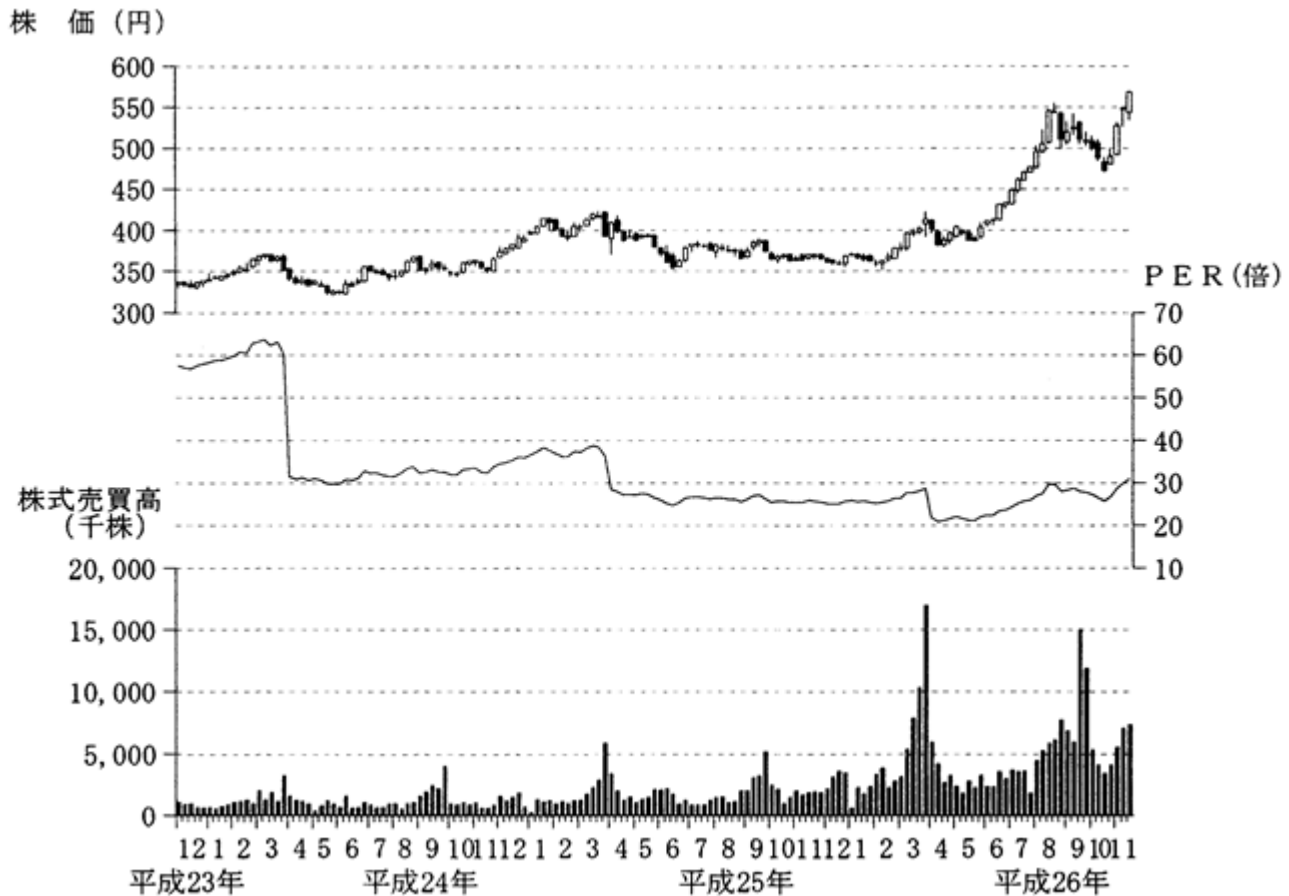


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年11月28日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所及び平成25年7月16日から平成26年11月14日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成23年11月28日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成26年11月14日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年5月28日から平成26年11月14日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月20日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月11日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年10月17日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年11月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。なお、発生の回避及び発生した場合の対応を一部記載しておりますが、かかる対策が必ずしもリスク及びその影響を軽減するものではない可能性があることにご留意下さい。

本項につきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末において判断したものであります。

(1) 経済情勢等

少子高齢化や沿線地域における雇用形態の多様化、関西国際空港利用者数の動向等により、鉄道事業をはじめとする交通事業における旅客が減少すること、国内外の景気動向や消費動向により、物販、サービス事業等における売上高について影響を受けることがあります。このほか、原油価格の高騰及び原子力発電所の運転休止に伴う電力供給不足や電力料金の値上げが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、投資有価証券に係る株価変動、保有不動産の地価変動等により株式や低収益物件等の減損処理が必要になる場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合

鉄道事業におきましては、大阪南部から和歌山県下及び関西国際空港への輸送において、西日本旅客鉄道株式会社と一部路線が競合しております。さらに、自家用車やバイク等の輸送手段への移行が今後も影響を及ぼす可能性があります。

バス事業におきましては、平成14年2月から乗合バス事業に係る需給調整規制が完全に撤廃され、新規路線参入については自由競争下にあるため、競争の激化により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

海運業におきましては、高速道路を含む道路網の整備や高速道路の料金体系見直しにより、自家用車やその他交通機関との競合関係が一層厳しくなる可能性があります。

また、当社の経営拠点であるなんばエリアにおいて経営する商業施設「なんばCITY」や「なんばパークス Shops&Diners」につきましては、大阪市内における他のエリア(梅田、天王寺等)の大型商業施設と競合関係にあります。

(3) 法的規制

鉄道事業におきましては、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)の定めにより、経営しようとする路線及び鉄道事業の種別毎に国土交通大臣の許可を受けなければならず(第3条)、さらに旅客又は貨物の運賃及び料金(上限)の設定・変更につき、国土交通大臣の認可を受けなければならない(第16条)こととされております。なお、これらの国土交通大臣の許可及び認可については、期間の定めはありません。

また、同法、同法に基づく命令、これらに基づく処分・許可・認可に付した条件への違反等に該当した場合には、国土交通大臣は事業の停止を命じ又は許可を取り消す(第30条)こととされております。鉄道事業の廃止については、廃止日の1年前までに国土交通大臣に届出を行う(第28条の2)こととなっております。

現時点におきまして同法に抵触する事実等は存在せず、鉄道事業の継続に支障を来す要因は発生しておりません。しかしながら、同法に抵触し、国土交通大臣より事業の停止や許可の取消を受けた場合には、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記のほか、当社グループが展開する各事業については、さまざまな法令、規則等の適用を受けており、これらの法的規制が強化された場合には、規制遵守のための費用が増加するなど、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 大規模販売用不動産

大規模販売用不動産につきましては、順次開発・商品化を進め、計画的な分譲を実施することにより、資金回収をはかっておりますが、主に郊外地域における土地価格の下落や住宅需要の都心回帰の傾向がさらに進んだこと等により、郊外型大規模住宅開発には厳しい状況が続いております。今後も計画的な開発・分譲を進め、魅力ある住宅環境の提供に努めてまいります。少子化による住宅需要減や都心回帰の顧客志向がますます強くなることも予想されますので、開発用地の保有リスクの拡大や、資金回収の遅れが生じるなどの影響が出る可能性があります。

(5) グループ会社に関する事項

当社連結子会社である南海辰村建設株式会社は、グループ会社で唯一の上場会社であり、またグループ内の中核会社であるため、当社ではこれまでに第三者割当増資の引受や支援金の提供等の経営支援を行っておりますが、同社において、想定外の受注環境の悪化等に見舞われた場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人事政策

鉄道事業を中心とした運輸業におきましては、労働集約型の産業構造であるため、費用に占める労務費が他産業に比して大きくなっております。そのため、労働組合(南海電気鉄道労働組合ほか)との労使協調を基本に経営合理化のための諸施策を実施しております。また、人材育成、従業員の高齢化及びそれに伴う若年者層への置換えや技能の伝承等が継続課題であり、対応が遅れば、今後の事業、収支構造に影響を与えることが予想されます。

(7) 投資

鉄道事業における投資につきましては、連続立体交差化工事や安全運行確保のための各種投資工事が長期にわたりかつ多額となるため、その資金調達や金利負担が当社グループの業績及び財務状況に影響を与えております。

(8) M&A

成長戦略としてのM&Aの実行に際しては、外部専門家等も交え、対象会社の財務内容等に関するデューデリジェンスを綿密に行いますが、当該デューデリジェンスの過程で検知できなかった偶発債務や未認識債務等が顕在化した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、M&A実行後の事業環境の変化に伴い、対象会社の収益力が低下した場合や期待するシナジー効果が実現できない場合、減損損失を認識する必要が生じ、投資の回収が不可能となるなど、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 退職給付会計

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債につきましては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年から11年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。債務の計算における前提が変更された場合や、一層の割引率の低下、運用利回りの悪化が進む場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債

当社は、その事業の特性上、借入金依存割合が高い状況にあり、設備投資やM&A実行資金を用途に多額の社債発行や銀行借入を行った場合、有利子負債残高がさらに増加することが考えられます。資金調達手段の多様化をはかり、財務健全性の維持に努めますが、金利変動により金利負担が増加した場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、格付機関が当社の格付を引き下げた場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 重要な訴訟

現在のところ、特に経営に重大な影響を及ぼすような重要な係争事件はありません。

今後の事業展開におきましても、あらゆる取引において契約内容の真摯な履行に努めてまいりますが、相手方の信義に反する行為に対しやむを得ず訴訟等を提起する場合や、相手方との認識の相違又は相手方悪意により、訴訟等を提起される可能性があります。さらに、訴訟等の結果によっては、当社グループの社会的信用の失墜や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 事故・システム障害の発生

安全輸送が至上使命である運輸業を基軸に事業展開をしている当社グループにおいて、事故が発生した場合には、社会的信用の失墜を招くばかりでなく、損害賠償請求等により業績に多大な影響を生じる可能性があります。

また、人的原因や機器の誤作動等により、システム障害が発生した場合、事業運営に支障を来すとともに、施設の復旧や振替輸送に係る費用の発生等により、当社グループの社会的信用の失墜や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、事故・システム障害の未然防止のため、保安諸施設や駅務システムの整備、更新や定期的なメンテナンスの実施、従業員教育の徹底等、さらなる対策に取り組んでまいります。

(13) 第三者行為やテロ活動等

第三者行為による事故発生や国内で発生が懸念されているテロ活動及び不正アクセス等につきましても、不審物への警戒や施設内巡回の強化及び情報セキュリティの確保等の対策を行っておりますが、万一、テロ活動等が発生し、その影響を受けた場合には、事業活動に支障が出る可能性があります。

(14) 自然災害等

高架橋柱をはじめとする鉄道施設やビル等の耐震補強を計画的に実施しておりますが、今後、数十年の間に起こり得る可能性が取りざたされている南海トラフ地震の発生により、当社の設備やインフラが多大な影響を受ける可能性があります。

なお、(12)、(13)の事故発生等を含め、地震等の大規模自然災害が発生した場合の対処として、災害対策規程等を制定し、被害を最小限にとどめる管理体制を強化するなどの対策を講じておりますが、発生地域、規模、時期、時間等により、被害の範囲が大きくなる可能性があります。また、直接の被害がない場合であっても、大規模自然災害に伴い、電力供給が制限されたり、列車運行に必要な部品の調達が困難となった場合等には、鉄道輸送に大きな支障が出る可能性があります。

このほか、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 情報資産の管理

当社グループでは、各事業においてお客さまや従業員の個人情報だけではなく、機密情報をはじめとする重要情報を保有しております。このため、リスクマネジメント強化を目的として、外部コンサルタントの協力を得ながら、情報セキュリティポリシーを制定し、従業員に対する教育の実施等に取り組んでおります。しかしながら、何らかの原因により情報が流出した場合には、損害賠償責任が発生する可能性があるほか、当社グループの社会的信用が失墜し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 保有資産及び商品等の瑕疵・欠陥

当社グループが保有する資産について、瑕疵や欠陥が発見された場合、又は健康や周辺環境に影響を与える可能性等が指摘された場合、その改善・原状復帰、補償等に要する費用が発生する可能性があります。また、当社グループが販売した商品、売却した不動産、受注した工事、提供したサービス等について、瑕疵や欠陥が発見された場合、その改善及び補償等に要する費用の発生や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

南海電気鉄道株式会社 本店
（大阪市中央区難波五丁目1番60号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。